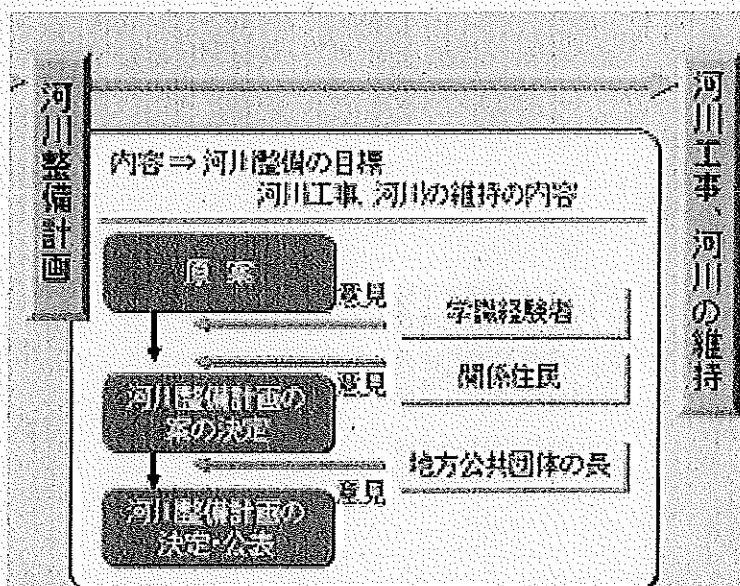


【参考資料5-1】 河川整備計画策定フロー図



河川法では、原案作成後に、必要な場合は、地域住民や学識経験者の意見を聞くこととされている。

また、河川整備計画の案の作成後に関係市町村長の意見を聴取することとされている。

出典:国土交通省 HP(河川整備計画策定に係る流れ図)

【参考資料5-2】 河川法16条の2、79条

(河川整備計画)

- 第16条の2 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。
- 2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定めなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため必要な措置を講じるように特に配慮しなければならない。
- 3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならぬ。
- 4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならぬ。
- 6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第3項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

(国土交通大臣の認可等)

- 第79条 都道府県知事は、第9条第2項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

【参考資料5-3】 浅川河川整備計画作成経過

- ・ 平成19年2月8日 「浅川の治水対策、河川整備計画の方針」を公表
- ・ 2月27日 住民説明会（浅川公民館）
- ・ 2月28日 住民説明会（豊野老人福祉センター）
- ・ 4月18日 「河川整備計画原案」を公表
- ・ 4月18日～現在まで 県浅川改良事務所ホームページで「河川整備計画原案」を公表
- ・ 4月24日 住民説明会（浅川公民館）
- ・ 4月25日 住民説明会（豊野老人福祉センター）
- ・ 5月18日 公聴会（浅川公民館）
- ・ 5月19日 公聴会（豊野老人福祉センター）
- ・ 5月20日 公聴会（浅川公民館）
- ・ 5月9日 学識経験者から第1回意見聴取
- ・ 6月6日 学識経験者から第2回意見聴取
- ・ 6月12日 学識経験者から第3回意見聴取
- ・ 6月20日 長野市長への河川整備計画原案説明
- ・ 6月20日 小布施町長への河川整備計画原案説明
- ・ 6月26日 長野市長から同意する旨の意見書提出
- ・ 6月26日 小布施町長から同意する旨の意見書提出
- ・ 7月9日 國土交通省へ認可申請
- ・ 8月22日 認可